令和６年度秋田市指定文化財資料

１　名　　称　　黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織
２　員　　数　　１領
３　種　　別　　有形文化財（工芸品）
４　所　在　地　　秋田市八橋本町六丁目１２番１５号
　　秋田市立佐竹史料館
５　所　有　者　　秋田市
６　年　　代　　桃山時代
７　説　　明

本物件は、秋田藩初代藩主佐竹義宣に仕え、家老として活躍した梅津憲忠（1572～1630）が所用していたとされる陣羽織である。

形式は、室町末期から桃山期において、武将が好んで着用した袖付きの胴服であり、平時は外套として使用され、戦においては陣羽織として用いられた。

本物件は、身丈95㎝、肩幅125㎝、袖丈50㎝で、唐織の地紋に牡丹唐草模様が織り込まれ、黄色に染色されている。襟は媚茶色の染地に白色、萌黄色、深緑色、縹色などの絹糸で紐状縦縞に長く刺繍が施される。現存する類品が少ない上に、保存状態は良好であることから、形態や技法等を知る上で、大変貴重な資料である。

この陣羽織に関し、憲忠の陪臣で、大坂冬の陣では共に奮戦した大井光基（小吉）の大井家が所蔵する「摂州大坂御合戦　梅津憲忠働覚書草稿　大坂御合戦ノ時曾祖父半右衛門憲忠働申傳ノ覚」において、憲忠武具ノ覚として、黄唐織牡丹唐草ノ地紋の記載が見られる。また、秋田県公文書館が所蔵する憲忠の肖像画には、黄鬼と称された由縁でもある、本物件と同様の牡丹の柄、襟の縦縞の模様を持つ黄の陣羽織が描かれており、いずれも憲忠の所用であることを支持している。

さらに、本物件の背には、「慶長19年の大坂の役で憲忠が着用した陣羽織で、傷が13箇所にある」ことの黒墨とともに、延宝５年（1677）孫の忠宴の書と添えられ、実際に受けた傷跡も確認できる。

これらから、「鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足」と同様に、大坂冬の陣の激闘の様子を伝える諸文献資料との間に矛盾はなく、憲忠が実際の戦いで具足とともに着用していたことが窺え、本物件の重要な価値の一つとして認められる。

以上から、本物件は、佐竹家の重臣が着用した陣羽織の形式が分かる数少ない資料であるとともに、大坂冬の陣という歴史上の重要、かつ、劇的な事象の一端を示す文献資料を裏付ける物的資料であり、更には、具足とともにまとまって伝存している点において、工芸史および歴史的に価値の高い貴重な資料である。

【参考図書】

秋田市 2003『秋田市史　第三巻　近世通史編』
秋田市 2000『秋田市史　第十五巻　美術・工芸編』
秋田県教育委員会 1980『国典類抄　第十巻　軍部　全』秋田県立秋田図書館編
原武男　1989『佐竹家譜』東洋書院
『摂州大坂御合戦　梅津憲忠働覚書草稿　大坂御合戦ノ時曾祖父半右衛門憲忠働申傳ノ覚』大井家記録
池田吉男　「染色、服飾類調書　黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織」

黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織（正面）

黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織（背面）